

仙台市立南吉成中学校文化体育振興会会則

第 1 章 総則

（ 目 的 ）

第 1 条 本会は、会員相互の協力により、南吉成中学校生徒の文化体育の振興発展を後援するとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

（ 名称および事務局 ）

第 2 条 本会は、仙台市立南吉成中学校文化体育振興会と称し、事務局を同校内におく。

（ 方 針 ）

第 3 条 本会は、会員が協力して自主的・民主的に正しくこれを運営するようにつとめる。

（ 活 動 ）

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 本校生徒の部活動の奨励、援助
- 二 文化・体育の向上に必要な用具、設備の援助
- 三 対外行事、大会参加（県大会、東北大会、全国）への援助
- 四 その他、本会の目的達成のための事項

第 2 章 会員の権利と義務

（ 会 員 ）

第 5 条 本会の会員は、南吉成中学校生徒の父母またはこれに代わる者および同窓生を

もって正会員とする。

2 また、本会の趣旨に賛同するものを賛助会員とする。

（ 会員の権利義務 ）

第 6 条 会員は、すべて平等の権利と義務を有し、役員の選挙権および被選挙権（賛助会員はこの限りではない）ならびに所定の会合に出席して発言する権利と、本会の会費を納入する義務を有する。

（ 会 費 ）

第 7 条 会費は、正会員費について年額 3, 6 0 0 円とする。

2 永久会費として、3 年生について卒業時に 5 0 0 円を納入する。

3 正会員費年額 3, 6 0 0 円のうち、一部は遠征基金として積み立てる。

4 必要がある場合、総会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。但し、緊急の場合は、役員会の決議を経て徴収できる。

第 3 章 役員

（ 役 員 ）

第 8 条 本会に、次の役員をおく。

- 一 会長 1 名

- 二 副会長 2名
- 三 事務長 1名（教頭）
- 四 事務次長 1名（教職員）
- 五 書記 1名
- 六 会計 2名（うち1名は教職員をあてる）
- 七 監事 2名

（委員）

第9条 本会に委員をおくことができ、父母教師会運営委員が文化体育振興会委員を兼

任する。

（顧問・参与）

第10条 本会に顧問および参与をおくことができる。

（任務）

第11条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 事務長は、会の統括的事務を掌り、内部の機関の連絡調整にあたる。
- 4 事務次長は、事務長を補佐し、事務長事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 幹事は、事務長を補佐し、会の運営にあたる。
- 6 会計は、本会の経理を掌る。
- 7 監事は、本会の会計について定期ならびに必要なに応じて監査を行い、その結果を総会に報告する。
- 8 委員は、本会の重要事項について審議する。
- 9 顧問は、本会の諮問の応じ、会議に出席して意見をのべることができる。
- 10 参与は、本会の活動に参与し、会議に出席して意見をのべることができる。

（役員および顧問・参与の選出）

第12条 会長は、父母教師会役員会において選出し、副会長以下の役員は父母教師会役員が兼任する。

- 2 顧問は会長が役員会に諮り、総会の承認を経てこれを委嘱する。
- 3 学校長を参与に委嘱する。

（任期）

第13条 役員ならびに委員・顧問・参与の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 後任者の任期は、前任者の任期の残留期間とする。
- 3 役員ならびに委員・顧問・参与の任期が満了しても後任者が決まるまでには、その職務を行うものとする。

第4章 会務

（区分）

第14条 本会に次の機関をおく。

- 一 総会
- 二 運営委員会
- 三 役員会
- 四 会計監査委員会

(会議事項の通知)

第 15 条 会議に提出する事項は、前もってこれを通知しなければならない。

(会議の議決)

第 16 条 すべての会議の議事は、出席者の過半数で決定する。

(総会)

第 17 条 総会は、本会の最高の議決機関であり、定期総会と臨時総会とし、会長が招集する。

2 定期総会は 4 月に開催する。臨時総会は役員会が必要と認めたとき、または、会員の 1 割以上の要求があったとき開催する。

(定足数)

第 18 条 総会は本会会員の 3 分の 1 以上(委任状の出席可)の出席によって成立する。

(総会の審議事項)

第 19 条 総会においては、次の事項を審議し、これを議決する。

- 一 年間活動計画および予算の編成
- 二 予算の補正
- 三 活動および決算報告
- 四 役員の選出と委員・顧問・参与の委嘱承認
- 五 会則の改正
- 六 その他、本会の運営に関する重要な事項

(総会の議長)

第 20 条 総会の議長は、出席者の中から、これを選出する。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、書記において要点を記載した議事録を作成する。
議事録の署名人は、そのつど議長が指名する。

(運営委員会)

第 22 条 運営委員会は、総会につぐ議決機関とし、役員・委員および顧問・参与をもって構成し、会長が招集する。

(運営委員会の審議事項)

第 23 条 運営委員会には、次の事項を付議する。

- 一 総会において議決された事項の処理に関する事項。
- 二 総会において付託された事項の審議とその処理に関する事項。
- 三 役員会により付議された事項の審議。
- 四 総会に付議する議案の発議

(役員会)

第 24 条 役員会は、役員および顧問・参与をもって構成し、会長が招集する。

(役員会の審議事項)

第 25 条 役員会には、次の事項を付議する。

- 一 総会ならびに委員会により付託された事項の処理。
- 二 委員会の付議する議案の発議
- 三 総会に付議する議案の発議
- 四 その他、関係機関との渉外調整ならびに会務に必要な事項の調整。

第5章 会計

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第27条 本会の活動に要する経費は会費・寄付金およびその他の収入をもってあてる。

2 本会の収入および支出は、すべて歳入歳出予算に編入しなければならない。ただし、遠征基金に要する経費は、遠征基金会計とし、別に予算を編成し執行する。

(予算の補正)

第28条 会長は、役員会に諮り予算の補正をすることができる。ただし、次期総会に報告しなければならない。

(帳簿)

第29条 会計は現金出納帳その他の帳簿を備え、出納を記入しなければならない。

(使 途)

第30条 本会の金銭および財産は、第1条の定める目的達成以外に使用することができない。

(監 査)

第31条 会計は、6ヶ月に1回、または監事の求めにより随時監査を受けなければならない。

2 本会の決算は、会計監査を経て報告し、承認を得なければならない。

第6章 補足

(細 則)

第32条 本会の運営に必要な細則および規定は、役員会に諮って、委員会の議決を経て、会員の周知の上定めることができる。

2 細則を制定改廃したときは、これを次期総会に報告しなければならない。

第7章 会則の改正

(会則の改正)

第33条 本会則の改正は、総会において出席者の過半数以上の賛成がなければ改正することができない。また、改正案は、総会の日より7日前までに会員に知らせなければならない。

第8章 付則

第34条 この会則は、平成27年 4月 1日からこれを実施する。

改定 平成19年 4月28日

改定 平成26年12月17日